

甲府市農業委員会 1 月定例総会議事録

1. 日 時 令和8年1月29日（木） 午後4時00分

2. 会 場 ベルクラシック甲府

3. 出席委員（16名）

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 4 番 宮川 俊一 5 番 輿水 辰次
6 番 芦沢 喜嗣 7 番 小松 芳彦 8 番 越石 和昭 10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆 13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子 15 番 長田 正実
16 番 菊島 建

4. 欠員（2名）

3 番、9 番

5. 欠席（1名）

12 番 西名 武洋

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長 白倉 修
農地係 係 長 中村 勝
 係 長 窪田 光洋
 主 任 内藤 ひとみ
振興係 係 長 長澤 和利

7. 議 案

議案第1号 農地法第5条による競・公売適格証明願について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農地中間管理機構への要請することについて

報告案件

報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）

午後4時00分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数19名中、欠員2名、16名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第5条の2の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会1月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に1月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、13番の渡邊元二委員と14番の野澤洋子委員のお2人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第1号「農地法第5条による競・公売適格証明願について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

議案書1ページ、「農地法第5条競・公売適格証明願について」をご覧ください。

競・公売適格証明願につきましては、農地の競売物件や公売物件の入札に参加する方は入札に先立ちまして、その方が農地法の許可を受ける適格者であるという証明を農業委員会から受ける必要があります。今回の案件は、公売地を資材置場に転用したいという方の農地法第5条の資格審査について、ご審議していただくものでございます。

なお、入札後その方が公売落札者となった場合は、総会で許可を再度得ることを必要とせず、事務局長の専決で許可書の交付ができるものであります。

議案書1ページの1番、地図は1ページの5条No.1をご覧ください。

公売地の所在・地目・面積・願出人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

地図のNo.1をご覧ください。申請地となっているところが公売地であります。公売地の○面は○○、○面は○○、○面は○○、○面は○○となっており、農地区分は第○種農地と判断しました。

願出人は○○で○○を営む○○であり、○○に約○○㎡の○○を○○していましたが、○○により○○することとなり、○○が○○となったことから、○○の○○にある公売地を取得するものであります。

○面の○○㎡の○○と○○で○○や○○として利用する計画であり、○○は○○し、○○は○○させる計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第5条による競・公売適格証明願いについて」賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は1件であります。

議案書2ページの1番、地図は2ページの4条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は○○であります。

申請地の○面は○○を挟んで○○及び○○、○面は○○及び○○、○面及び○面は○○を挟んで○○であり、農地区分は第○種農地と判断しました。

申請人は○○に○○を○○、申請地を○○として活用しておりましたが、○○としての○○があることから、今回、○○として申請するものであります。

○○は○○とし、○○は○○で○○し、○○は○○させる計画であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等もないようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法

第4条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第2号については決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今回は2件ございます。

議案書3ページの1番、地図は3ページの5条No.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、〇面にある〇〇に〇〇しており、申請地は〇〇に〇〇として〇〇していたことから、〇〇により〇〇として転用したいとのこととあります。

続きまして、議案書2番、地図は4ページの5条No.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

賃借人は〇〇や〇〇の〇〇、〇〇の〇〇を行う〇〇であり、申請地の〇〇には〇〇も〇〇し、〇〇のため、〇〇の必要性が高いことから、申請地を賃借し、〇〇として転用したいとのことです。

〇〇は〇〇で、〇〇は〇〇や〇〇、また〇〇、〇〇は〇〇とする計画であります。また、〇〇は〇〇とし、〇〇とする計画であります。

なお、〇〇については、〇〇を〇〇し、〇面に〇〇し、〇〇については、〇〇し、〇〇は〇面の〇〇へ〇〇する計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第3号につきましても、事前にご意見等はないと思いますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 3 号については、決定いたします。なお、議案第 3 号のうち、2 番の案件については、1,000 m²以上ですので、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。また、1 番の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。議案書 4 ページは、先月の総会案件のうち農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

5 ページから 10 ページまでは、12 月 9 日から 1 月 8 日までに受理しました相続等の 3 条の届出や市街化区域における農地法第 4 条、及び 5 条の届出について、掲載しております。なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から第 4 号につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第 4 号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第 5 号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしく願いいたします。

それでは「議案第 4 号」の説明をさせていただきます。議案書 11 ページをご覧ください。

まず、農用地利用集積等促進計画における新規設定の集計表となります。農地中間管理機構において、2 月 25 日公告、3 月 1 日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇及び〇〇地区から合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇m²でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積 118,100 m²に対し、設定面積は、先月の総会までに承認をいただきました 58,029 m²で、達成率は 49 パーセントでございます。

続きまして、12 ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人はこれまでと変わらず農地中間管理機構を介した案件となりますが、今月は〇〇、〇〇、〇〇地区より、合計〇筆の申請があり、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和 7 年度の目標面積 271,300 ㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに承認をいただきました 64,660 ㎡で、達成率は 24 パーセントでございます。

続きまして、13 ページから 17 ページまでが土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付内容でありまして、18 ページから 22 ページが借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 23 ページをご覧ください。

今月は、2 件の解約届が提出されました。

貸付人、借受人の氏名・住所・解約の理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局より説明が終わりました。こちらでも事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第 4 号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員同意 》

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第 4 号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。なお、「報告第 5 号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

以上で予定している案件は全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして 1 月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 4 時 4 0 分 閉会